

滋賀県読書バリアフリー計画(案)について

1 計画策定の趣旨

- 本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推進しようとするもの
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)第8条に基づき、地方公共団体の計画(努力義務)

2 計画策定経過および今後の予定

令和3年	5月20日	常任委員会(策定概要説明)
	6月22日	第1回検討懇話会(現状と課題について(書面開催))
	8月11日	第2回検討懇話会(骨子案)
	9月8日	常任委員会(骨子案)
	10月15日	第3回検討懇話会(素案)
	11月10日	常任委員会(素案)
	11月	市町照会
	12月14日	常任委員会(原案)
	12月24日～1月24日	県民政策コメント実施
<hr/>		
令和4年	3月8日	常任委員会(県民政策コメント結果および計画最終案報告)
	3月	教育委員会(計画付議)
	3月	計画策定・公表

3 県民政策コメントで提出された意見・情報の内訳

提出された意見の件数 個人5名 14件

項目	件数
表紙・目次	0
第1章 計画の基本的な考え方	0
第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題	2
第3章 目指す姿と基本方針	0
第4章 施策の展開	11
その他	1
合計	14

4 意見等に対する考え方

提出された意見等およびそれらに対する県の考え方は別紙1のとおりです。取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

「(仮) 滋賀県読書バリアフリー計画」(原案) に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

番号	項目 (資料の頁)	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題について			
1	視覚障害者等の読書の状況 (P12)	「アクセシブルな書籍等」という表現に違和感を感じる。「視覚障害者等が利用しやすい(アクセシブル)」等、最初に記載してほしい。	<p>本原案において「アクセシブルな書籍等」という表現については、国の「読書バリアフリー基本計画」の記載に合わせ、視覚障害者等が利用しやすい書籍等を総称する意味で使用しています。ご意見を踏まえ、より分かりやすく以下のとおり修文します。</p> <p>【修正前】 3. 視覚障害者等の読書の状況 視覚障害者等が利用しやすい書籍やサービスには次のようなものがあります。 ○点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布絵本、LLブック等 ○音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータ等 (上記を総称し、以下「アクセシブルな書籍等」といいます。) ○サピエ図書館や、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス等、インターネットを利用したサービス ○支援者等による代読や、公立図書館・点字図書館で実施されている対面朗読 ＜「アクセシブルな書籍等」の説明図＞</p> <p>【修正後】 3. 視覚障害者等の読書の状況 視覚障害者等が利用しやすい書籍には次のようなものがあります。(以下「アクセシブルな書籍等」といいます。) ○点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布絵本、LLブック等 ○音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータ等 ＜「アクセシブルな書籍等」の説明図＞ 読書に関するサービスとしては次のようなものがあります。 ○サピエ図書館や、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス等、インターネットを利用したサービス ○支援者等による代読や、公立図書館・点字図書館で実施されている対面朗読</p>
2	視覚障害者等の読書環境についての課題 (P14)	視覚障害者の方が、図書館まで安全に行けるルートは整えられているか。	本計画の策定根拠である読書バリアフリー法は「すべての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を受受できる社会の実現」を目的としていることから、本計画には読書環境の整備の推進に沿った内容のみを記載することとしています。

番号	項目 (資料の頁)	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
第4章 施策の展開について			
3	重点施策1 (P17) 重点施策3 (P18)	読み上げ系のアプリ等、アクセシビリティの進化は、デバイス側で進んでおり、結局のところは、データをいかに充実させることができるかにかかっているのではないかと。	音声読み上げに対応した電子書籍等のデータの充実については、「重点施策1 書籍等の充実」に記載のとおり、書籍のテキストデータの提供に係る国の取組が進むよう要望(P17)するとともに、県内出版社等へ書籍のテキストデータの提供を働きかける(P17)ほか、「重点施策3 書籍等の制作人材の養成」に記載のとおり、点訳、音訳等のボランティアの養成や製作支援を通じて、サピエ図書館への(データ)アップロード数の増加を目指しており、データ(ソフトやコンテンツ)の充実に取り組んでまいります。
4	重点施策1 (P17) 重点施策4 (P19)	書籍の音声データは県で個別に購入するよりインターネットを通じて利用できる方がよい。サピエ図書館の利用者を増やすべきだと思う。	サピエ図書館の利用については、「重点施策4 書籍等を提供するための連携強化」に記載のとおり、サピエ図書館や国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスの利用について、視覚障害者等およびその支援者への周知(P19)を図ることとしており、サピエ会員登録者数を5年間で約4割増やすことを目標に、利用者の増加に向けて取り組んでまいります。
5	重点施策1 (P17) 重点施策4 (P19)	県立図書館や視覚障害者センター、サピエ図書館の蔵書のジャンルと、対象者の読書ニーズはあっているのか。	県立図書館や視覚障害者センターにつきましては、各館の利用状況も踏まえて書籍等を収集・制作しています。サピエ図書館については、各地の点字図書館等が作成した点字データや音声データ等を提供することにより、蔵書を拡充しているところです。各施設では利用者の要望等に基づきデータを作成されていることから、読書ニーズは一定反映されているものと考えていますが、御意見を参考とし、当事者や支援者、図書館等の関係者による意見交換(P19)等により、潜在的なニーズの掘り起こしや、その他課題等の把握に努めてまいります。
6	重点施策4 (P19)	重点施策4には「県立学校図書館等」の記載がないのが気になる。	お住まいの市町立図書館等を身近な図書館として利用いただくことを想定した取組であることから、原文のままいたします。なお、児童・生徒の利用については、「重点施策5 図書館等の円滑な利用のための支援の充実」に記載のとおり、学校図書館の整備(P19)を進めてまいります。
7	重点施策5 (P19) 重点施策8 (P22)	発達障害などの子ども達は、静かにじっと本を読む事ができないこともあり、図書館に行きたくても躊躇してしまう親御さんも多いかと思う。障害のある子ども達でも、安心して、本に集中できる場所や雰囲気があると素敵だと考える。	御意見のとおり、発達障害等のお子さんやその保護者も安心して読書ができる環境づくりは非常に重要だと考えており、利用者の状況等に応じた館内の読書環境の整備(P19)および司書等を対象とした研修の実施(P22)に取り組んでまいります。また、障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段があることを県民に広く周知(P22)することにより、共生社会の実現の気運が高まるよう取り組んでまいります。

番号	項目 (資料の頁)	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
8	重点施策 5 (P19) 重点施策 8 (P22)	読書バリアフリー法の精神に則り、障害の有無に関わらず、県内すべての高校生が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整えてほしいと考えており、そのためには特別支援学校にも、学校司書の配置が必要であるが、計画(原案)に学校司書の配置については記載がなかった。 現在は特別支援学校の図書館には、学校司書が配置されていないので、サービスを提供していくうえで、専門職の学校司書の配置がないと、計画をすすめていくのは難しいと思う。特別支援学校への学校司書の配置について記載してほしい。	児童・生徒の読書活動を進める上で、学校司書の果たす役割の重要性は認識しているところです。 引き続き学校司書の配置について努めてまいります。
9	重点施策 6 (P21)	視覚障害の方に難聴があると、いくら活字を音声にしても聞こえなかったり、聞き間違いをしたりする。軽度難聴でも補聴器の給付が必要である。高度難聴には人口内耳も福祉で給付するとよい。	軽度・中等度の難聴者の補聴器は、国が定める補装具の支給対象外ですが、18歳未満の児童については、言語の発達や教育上の観点から、県独自に購入費用の助成を行っています。 高度難聴者の人工内耳は、埋込術が更生医療の対象とされているほか、音声信号処理装置の修理についても補装具の支給対象とされており、負担軽減を図っているところです。 今後、視覚と聴覚の両方に障害のある方を対象に実態調査を予定しており、調査結果等を踏まえて、今後の取組を考えていきます。
10	重点施策 7 (P22)	機器を利用することが難しい人が書籍にアクセスする場合、いろいろな支援が必要。読み上げを含むボランティアの育成が対象者の生活の質まで向上させると感じる。連携がどれだけできるのかということが重要である。	御意見のとおり、障害のある方の読書に関わるボランティアの育成は重要な課題と認識しております。ボランティアの育成については、「重点施策7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成」に記載のとおり、読書ボランティアも対象とした研修を実施し、資質の向上を図ることとしており、研修の受講者数の累計を約7倍増やすことを目標に、関係機関で連携し取り組んでまいります。
11	重点施策 6 (P21) 重点施策 8 (P22)	「ボランティア」をする時、利用する時に、情報が集約されていると、使いやすくなる。県の主導で、もっと県・市町社協のボランティア情報と利用の窓口を一本化し、情報の発信をしていけると、ボランティアの利用促進につながるのではないかと。	現在、読書に関するボランティアとしては、①書籍等の点訳や音訳を行うもの、②読書支援機器の利用をサポートするもの、また、③子どもたちに読み聞かせを行うものなど、様々なボランティア活動があり、①および②については県立視覚障害者センターで情報を集約し、「したい人」と「利用したい人」の仲介を行っています。③については、毎年度、県教育委員会で調査を行い、その結果をHPでお知らせしています。 御意見を参考に、読書に関するボランティアの養成や利用促進に向けて、関係機関で連携して広く情報発信に努める(P21)とともに、公共図書館および県立視覚障害者センターで提供しているサービスの周知(P22)を図ってまいります。

番号	項目 (資料の頁)	御意見・情報の概要	御意見に対する県の考え方
12	重点施策7 (P22)	図書館に視覚障害やその他の病気の知識を持った職員がいると安心である。	障害の種別や程度によって利用しやすい読書の手段や形態は異なるため、サービス提供側(図書館等)の障害への理解は不可欠と考えております。 「重点施策7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成」に記載のとおり、司書等の資質向上のため、読書における障害の特性への理解についての研修等の拡充(P22)に取り組んでまいります。
13	重点施策8 (P22)	1番大事なのは、県民が障害を受け入れ、同じ場所で皆が楽しめる図書館が理想である。時間がかかるかもしれないが、将来そうなっていてほしい。	いただいた御意見は、本計画が目指す姿そのものであり、原案においては「障害の有無に関わらず全ての方が読書を通じて豊かな人生が送れる滋賀」としております。御意見にあります、共生社会の実現(P22)に向けて取り組んでまいります。
その他			
14		お天気のよい日は外で本を開いて読書できれば、赤ちゃんが多少泣いても、人の目を気にせずママはリフレッシュできそうな気がする。	いただいた御意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

滋賀県読書バリアフリー計画

<案>

令和4年3月

滋賀県教育委員会

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象等
4. 計画の期間
5. 計画の推進体制と進行管理
6. 「SDGs」との関係

第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

1. 国における取組
2. 滋賀県における取組
3. 視覚障害者等の読書の状況
4. 視覚障害者等の読書環境についての課題

第3章 目指す姿と基本方針

1. 目指す姿
2. 基本方針

第4章 施策の展開

1. 基本方針Ⅰ [そろえる]
「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます
重点施策1
重点施策2
重点施策3
2. 基本方針Ⅱ [とどける]
どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します
重点施策4
重点施策5
3. 基本方針Ⅲ [ささえる]
自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します
重点施策6
重点施策7
重点施策8

(参考資料)

1 第1章 計画の基本的な考え方

2 1. 計画策定の趣旨

3 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー
4 法」)は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚によ
5 る表現の認識が困難な者の読書環境を整備することによって、障害の有無にかかわらず
6 すべての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与する
7 ことを目的として、令和元年6月に成立しました。

8 「読書バリアフリー法」では、地方公共団体は「国との連携を図りつつ、その地域の実情
9 を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する
10 責務を有する」とされ、地方公共団体に計画の策定を求めています。

11 昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生活や社会のあり方が大きく変
12 化する中、氾濫する様々な情報から適切な情報を選択することの重要性が増しています。
13 さらに、人との交流が制限され、社会とつながりが持ちにくくなる状況下において、読書を通
14 じて心の健康を保つという視点でも、読書や図書館の有する意義が再確認されていま
15 す。

16 また、東京2020パラリンピックでは、選手の活躍が人々に勇気を与えたように、障害の
17 ある人がその人らしく社会で活躍できる環境を整えることは、社会に活力を与え、生き生き
18 とした滋賀の実現につながるものです。本県においては、令和7年に開催される全国障害
19 者スポーツ大会に向け、今後一層障害のある人の活躍の広がりが期待されるところです。

20 読書は障害のある人の主体的な活動を後押しし、幅広い分野での社会参加・活躍を促
21 すものであることから、本計画の策定により、「読書バリアフリー法」の理念を具現化し、視
22 覚障害者等の読書環境の整備を推進することにより、障害者の社会参加・活躍の促進と、
23 共生社会の実現を目指します。

24

25 2. 計画の位置づけ

26 (1)「読書バリアフリー法」第8条に基づく、地方公共団体の計画

27 (2)「第3期滋賀県教育振興基本計画(滋賀の教育大綱)」、「これからの滋賀県立図
28 書館のあり方(平成30年3月策定)」、「滋賀県障害者プラン2021」等、県の他の関
29 連計画等の方向性と整合性を図った計画

30 (3)「誰一人取り残さない」という「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の理念
31 を踏まえ、関連する「SDGs(持続可能な開発目標)」の目標に資する計画
32

3. 計画の対象等

本計画は、視覚障害、盲ろう、発達障害、肢体不自由、知的障害等の障害により、活字によって表現された書籍を読むことが難しい者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者（以下「視覚障害者等」といいます。）を対象とします。なお、障害者手帳の有無は問いません。

また、「書籍」とは雑誌、新聞その他の刊行物を含みます。

4. 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）の5年間とします。

5. 計画の推進体制と進行管理

（1）推進体制

本計画に基づき、市町関係部局、図書館、学校等のほか、福祉・障害者団体、ボランティア等、関係者との連携・協力により、視覚障害者等の読書環境を整備する施策を推進します。

（2）進行管理

計画に掲げた施策の推進状況や指標の達成度について、定期的に点検しながら評価を行います。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

6. 「SDGs」との関係

平成27年9月に国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中で平成27年から令和12年までの国際目標として、「SDGs」が示されました。

「SDGs」は誰一人取り残さない社会を目指し、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

視覚障害者等の読書環境の整備を推進することは、障害のある方の社会参加・活躍を促進する共生社会の実現に寄与し、「SDGs」の目標達成に貢献します。

<関連するゴール>



1 ※本計画において主に以下のターゲットに関する取組を推進します。

1.4	貧困層および脆弱層をはじめ、すべての男性および女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地およびその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
4.5	教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民および脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
10.2	年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化および社会的、経済的および政治的な包含を促進する。
16.10	国内法規および国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

2

3

4 第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

5 1. 国における取組

6 国においては、国連の「障害者の権利に関する条約」を批准するため、平成25年成立
7 の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめとした国内法制度が整
8 備され、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を
9 尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が進められています。

10 平成25年に国連の専門機関（世界知的著作権機関）において障害者の著作物利用を
11 促進するための「マラケシュ条約」^{※1}が採択されたことを受け、平成30年に同条約の締結
12 承認とともに、著作権法の改正が行われました。これらの動きを契機として、令和元年6月
13 に「読書バリアフリー法」が施行され、同法に基づき、令和2年7月には「視覚障害者等の
14 読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」）が
15 策定されました。

16 「読書バリアフリー基本計画」は、視覚障害者等の読書環境の整備を通じ、障害者の社
17 会参加・活躍の推進や共生社会の実現を目指すものであり、基本的な方針や、国が総合
18 的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項が定められています。

19

20

21

※1 マラケシュ条約

正式名称は「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」。視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、「利用しやすい様式の複製物」について規定している。この条約の締結により、視覚障害者等が「利用しやすい様式の複製物」を、国境を越えて交換することが可能となった。

2. 滋賀県における取組

本県では昭和26年に県立盲学校内に点字図書館を設置し、その後昭和31年に「県立点字図書館」として開館しました。平成12年には名称を「県立視覚障害者センター」と変更し、視覚に障害のある人の福祉の向上を図ることを目的として、各種情報の提供や、視覚障害者の自立および社会参加を促進する事業を実施しています。具体的には、点字図書・録音図書の貸出や製作、サピエ図書館^{※2}へのデータの提供、IT機器の利用支援などを行っています。

一方、県立図書館では、これまでの図書館利用に障害のある人への障害者サービスに加え、平成29年度に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」において、「全ての県民へ向けたサービスの実施」として、「図書館利用に配慮の必要な人に向けたサービス」を掲げました。障害者や高齢者の読書を支援するため、大活字本や点字資料、録音資料などの様々な形態の資料、拡大読書器や再生機器などの機器類を整備するとともに、郵送サービスや対面朗読などの障害者サービスの充実を図っています。

さらに、本県すべての自治体に設置されている市町立図書館^{※3}に対し、視覚障害者等が利用しやすい様々な形態の資料や機器等の貸出および司書への研修を行うことで、県域全体のサービスを支援してきました。

また、平成31年4月には「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行し、障害者の情報の取得や利用に対する支援を進めることを規定するとともに、令和3年3月には「滋賀県障害者プラン2021」を策定し、「読書におけるバリアフリーの推進」を重点的取組のひとつとしています。

※2 サピエ図書館

視覚障害者および視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字データや音声データ等を提供するインターネット上の電子図書館。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。

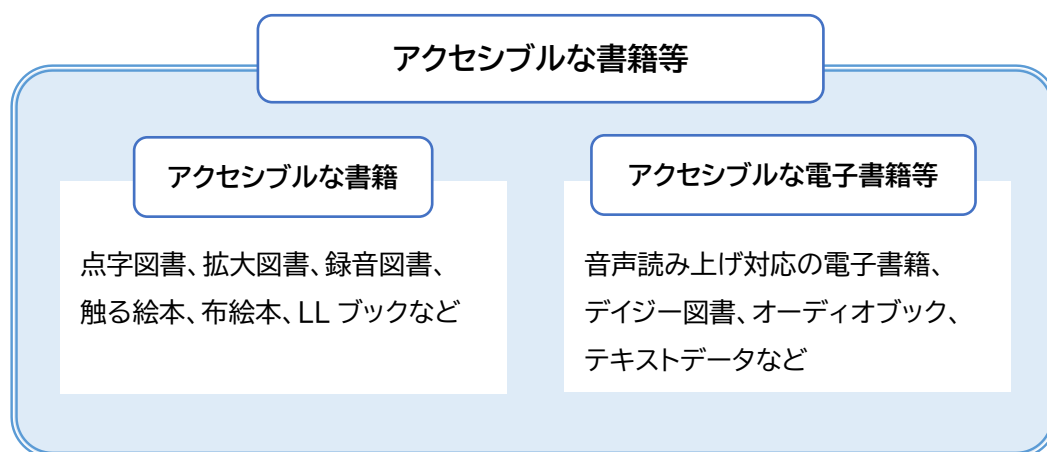
※3 滋賀県の図書館設置率について

滋賀県には全市町に県立図書館を含め計51館が設置されている。設置率100%の都道府県は、本県のほか、富山県、石川県、福井県、鳥取県の計5県のみ。(令和2年4月現在)

3. 視覚障害者等の読書の状況

視覚障害者等が利用しやすい書籍には、次のようなものがあります。(以下「アクセシブルな書籍等」といいます。)

- 点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布絵本、LLブック等
- 音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等



読書に関するサービスとしては、次のようなものがあります。

- サピエ図書館や、国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービス等、インターネットを利用したサービス
- 支援者等による代読や、公立図書館・点字図書館で実施されている対面朗読

～アクセシブルな書籍等とは～

<アクセシブルな書籍>

○点字図書

点字に翻訳(点訳)された本。点を使って図や絵を表した点図と点字を貼り付けた「点字絵本」もある。

○拡大図書

大活字本など、通常の本の文字を判読しやすく拡大して印刷された本。

○録音図書(音訳図書)

書籍等を読み上げ(音訳)で録音し、聴くことで読書ができるようにした図書。CD等に録音されており、再生機を使って利用する。

○触る絵本・布絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっている。ボタンをとめたり、ひもを通したりする仕掛けなどがあり、楽しみながら読むことができる。

○LLブック

「LL」とはスウェーデン語の「Lattlast(分かりやすく読みやすい)」の略で、「LLブック」とは、読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本のことである。

<アクセシブルな電子書籍等>

○音声読み上げ対応の電子書籍等

バリアフリーに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えたりすることができる。内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えている。

○デイジー図書

デジタル録音図書の国際標準規格に則った電子図書。デイジー(DAISY)とは、Digital Accessible Information System(アクセシブルな情報システム)の略称。目次から、読みたい見出しやページに移動できる。書籍等の内容を録音し音声にした「音声デイジー」、内容をテキストにした「テキストデイジー」、文字や画像をハイライトしながら音声と一緒に読める「マルチメディアデイジー」がある。再生するには専用の再生機器を使うか、再生用ソフトをインストールしたパソコンや、スマートフォンやタブレットの再生用アプリを使う。

○オーディオブック

書籍等を読み上げまたは口演し、必要に応じて効果音等をつけることで、聴くことにより読書ができる電子音声コンテンツ。

○テキストデータ

文字だけで構成された文書のデータ。音声読み上げソフトなどで読むことができる。

4. 視覚障害者等の読書環境についての課題

「(仮)滋賀県読書バリアフリー計画」検討懇話会委員からの聴き取りおよび一般社団法人 電子出版制作・流通協議会が令和元年度に実施した「視覚障害者等の読書における技術的な課題等に関する調査研究【報告書】」からは、視覚障害者等の読書環境については以下のような課題があると考えられます。

- (1) 音声読み上げ対応の書籍等の出版点数が少ない。小説や文芸作品に比べ、専門書や実用書は少なく、マルチメディアデージーやLLブックなど出版点数がさらに限られているものもある。そのため、なかなか話題の図書や新しい情報にふれることができない。
- (2) 出版された書籍等から点字図書やデージー図書等を製作するには時間がかかり、必要とする書籍をすぐに読むことができない。
- (3) 図書館等においてアクセシブルな書籍等の継続的な収集が必要である。
- (4) 障害のある児童・生徒にとって身近な学校図書館の読書環境整備が必要である。
- (5) 高齢化や社会環境の変化等により、点訳・音訳などのボランティアをはじめ読書環境を支える人材が不足している。
- (6) 視覚障害者等に読書や図書館等を身近に感じてもらえるような取組が必要である。
- (7) デージー図書等について、また公立図書館の障害者サービス、県立視覚障害者センターやサピエ図書館のサービス等について、視覚障害者等やその支援者に一層の周知が必要である。
- (8) 読書支援機器^{※4}は高額な製品も多く、個人での購入は負担がある。
- (9) デージー図書等やサピエ図書館を利用するのに ICT 機器を使用する必要があるが、それらの扱いに不慣れな人もおり、利用支援が必要である。
- (10) 障害の種別や程度によって、利用しやすい書籍や読書の形態は異なる。サービス提供側が個々の障害の特性を十分理解し、ニーズを把握する必要がある。

※4 読書支援機器

視覚障害者等の読書を支援する機器。文字などを拡大してモニターに写したり、コントラストを強調させたりできる拡大読書器や、音声デージーなどを再生するためのデージー再生機などがある。

1 第3章 目指す姿と基本方針

障害の有無にかかわらず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀

2 1. 目指す姿

3 読書は生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段
4 のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

5 本県の図書館行政においては、先人の努力の成果として、県内の全市町に図書館が整
6 備され、県立図書館は県内公共図書館^{※5}への貸出を積極的に実施するとともに、公共図
7 書館職員に対する研修や運営上の助言など、公共図書館の物的・人的ネットワークを確
8 立してきました。このネットワークにより、すべての県民がどこに住んでいても必要とする図
9 書・情報を得ることが出来ます。

10 また、福祉の分野においては、本県の先人は、福祉の実践の中で障害者の放つ命の輝
11 きに社会を変えていく力があることを見だし、「この子らを世の光に」の言葉に代表され
12 る福祉の思想を遺しました。この思想は滋賀の各地に広がり、更なる福祉の実践を生み出
13 すとともに、こうした現場の先駆的な取組を施策につなげてきた歴史があります。

14 「読書バリアフリー」の環境整備に当たっては、視覚障害者等の読書環境をめぐる現状
15 と課題を踏まえつつ、これら本県が誇る強みを活かし、目指す姿を「障害の有無にかかわ
16 らず読書を通じて豊かな人生を送れる滋賀」として取り組みます。

17

※5 公共図書館

地域住民に図書館サービスを無料で提供する図書館。本県では地方公共団体によって設置される市町立図書館および公益財団法人江北図書館を指す。

1 2. 基本方針

2 目指す姿の実現に向けては、本県の強みを活かし、「読書を通じたネットワークでつながりあう」の考えを基盤に、次の3つの基本方針のもと、施策を推進することとします。

読書を通じたネットワークでつながりあう

基本方針Ⅰ [そろえる] 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます
視覚障害者等が障害の特性に応じた適切な形態の書籍等が利用できるよう、
書籍等を充実させます。

基本方針Ⅱ [とどける] どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します
視覚障害者等がニーズに合った書籍等を手にすることができるよう、利用環境の
整備に取り組みます。

基本方針Ⅲ [ささえる] 自分にあつた読書ができるよう書籍等の活用を支援します
視覚障害者等が書籍等を活用できるよう、支援する環境を整えます。

4

5

6 なお、第3章、第4章においては、特段の場合を除き、「書籍等」と表記したものは「アクセシブル
7 な書籍等」を意味します。

8

1 第4章 施策の展開

2 1. 基本方針 I

3 [そろえる] 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます

【基本的な考え方】

障害の種別や程度によって、利用しやすい書籍の形や利用方法は異なります。障害の特性に応じた適切な形態の書籍を利用できるように、書籍等を充実させます。

また、教育や就労など、人生のあらゆる段階において書籍を通じて専門知識を得ることができるよう、多様な分野の書籍等の充実に努めます。

さらに、書籍等の製作を継続的に行うことができるよう、製作の支援を進め、製作人材を養成します。

4

5 重点施策 1 書籍等の収集・製作

6 ○県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館において、各施設の利用者の
7 実情に合わせて、書籍等を収集します。

8 ○県立図書館および県立視覚障害者センターにおいて、書籍等に関して継続的に情報を
9 収集し、利用者や公共図書館に提供します。

10 ○これまで培ったノウハウを生かして、障害の種類および程度に応じた書籍等の製作をし
11 ます。

12 ○書籍のテキストデータの提供に係る国の取組が進むよう要望するとともに、県内出版社
13 等へは「読書バリアフリー法」について周知し、書籍のテキストデータの提供について働
14 きかけます。

15

16 重点施策 2 書籍等の製作の支援

17 ○多様な主体による製作が行われるように、これまで培った書籍等の製作ノウハウを、公
18 共図書館、関係する施設・団体と共有します。

19

20

21

22

1 **重点施策3 書籍等の製作人材の養成**

2 ○書籍等を製作する施設・団体と連携し、点訳・音訳等の書籍等の製作人材の養成を行
3 います。

4 ○点訳、音訳等のボランティアの継続的な活動および活動の広がりにつながるよう、製作
5 の支援を行うとともに、ボランティアの活動を広く紹介します。
6

著作物を利用するときは、原則として著作権者の了解をとる必要があります。ただし、例外として了解なしに利用できる場合があります。著作権法に定められています。

著作権法第37条第3項における、視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で、政令で定めるもの（障害者入所施設や図書館等の公共施設の設置者、一定の要件を満たすボランティア団体等、また、文化庁長官が個別に指定する者）は、視覚障害者等向けに必要なと認められる限度において、著作物を複製し、アクセシブルな書籍等を製作することができます。

7

指標	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
県立視覚障害者センターの書籍等所蔵数 (タイトル数)	14,489	16,010
県立図書館の書籍等所蔵数(冊数)	5,325	6,015
サピエ図書館への年間アップロード数	324	346
点訳・音訳ボランティア養成・研修 受講者数 (人数 累計)	1,522	1,600

8

9

1 2. **基本方針Ⅱ**

2 [とどける] どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します

3 **【基本的な考え方】**

視覚障害者等がどこに住んでいても必要とする書籍等を提供できるように関係機関の連携を強化します。あわせて、読書や図書館の利用が難しい視覚障害者等にとって、読書や図書館がより身近なものとなるような取組を進めます。

また、視覚障害者等が生涯にわたって、自ら必要な書籍を利用できるように、図書館等を円滑に利用できるよう支援します。

3

4 **重点施策4 書籍等を提供するための連携強化**

5 ○視覚障害者等が身近な図書館で書籍等を利用できるように、県立図書館および県立視
6 覚障害者センターにおいて、公共図書館への情報提供や書籍等の貸出を行います。

7 ○視覚障害者等およびその支援者に、サピエ図書館および国立国会図書館の視覚障害
8 者等用データ送信サービスの利用について周知します。

9 ○視覚障害者等が読書を楽しめる方策について、当事者やその支援者、関係者が定期的
10 に意見交換をできる場を設け、新たなネットワークを形成します。

11

12 **重点施策5 図書館等の円滑な利用のための支援の充実**

13 ○視覚障害者等が利用しやすいよう、県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図
14 書館等の各館の利用者の状況等に応じたわかりやすい書籍等の配置や館内表示など
15 の環境整備を進めます。

16 ○県立学校における視覚障害等のある児童生徒の読書活動推進のため、学校図書館の
17 整備を進めます。

18 ○視覚障害等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を
19 得られるように努めるとともに、具体的な利用方法を周知します。

20

21

22

23

24

25

指標	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
県立視覚障害者センターにおける点字図書 年間貸出数(タイトル数)	916	1,150
県立図書館における書籍等年間貸出数(冊数)	4,931	5,985
サピエ会員登録者数	197	270

1

2

1 3. **基本方針Ⅲ**

2 [ささえる] 自分にあった読書ができるよう書籍等の活用を支援します

【基本的な考え方】

視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな電子書籍等の利用を支援するほか、司書や司書教諭^{※6}、学校司書^{※7}等、視覚障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成を行います。

また、視覚障害者等がライフステージにあった書籍等と出会い、読書を通じて豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段について周知し、県民への理解促進を図ります。

3

4 **重点施策6 書籍等の利用支援**

5

6 ○視覚障害者等が書籍等を利用できるように、県立視覚障害者センター、県立図書館、IT
7 支援センター^{※8}等において、読書支援機器やサピエ図書館等を利用するための支援を
8 行います。また、デジタル技術の革新をふまえて、視覚障害者等の利便性の一層の向上
9 を図るため、最新の技術について情報収集に努め、情報提供を行います。

10 ○視覚障害者等が書籍等を利用できるように、県立視覚障害者センターおよび県立図書
11 館において、必要な読書支援機器の設置や貸出を行います。

12 ○読書支援機器の購入について、県立視覚障害者センターにおける相談や情報提供を引
13 き続き行います。

14 ○書籍等や図書館の利用が促進されるように、各種障害福祉サービスの情報提供を行
15 います。

16

17

18

※6 司書教諭

学校図書館の専門的職務を担う教員。

※7 学校司書

専ら学校図書館の職務に従事する事務職員。

※8 IT 支援センター

障害者のIT利活用に関する総合的なサービス提供拠点。滋賀県では、社会就労事業振興センターに設置している。また、視覚障害者を対象としたサテライトを、県立視覚障害者センターに設置している。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

重点施策7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成

- 司書や司書教諭、学校司書、読書ボランティア等を対象に、様々な障害の特性への理解を深め、その特性に応じた対応等について学ぶ研修を実施し、資質の向上を図ります。
- 学校における ICT 環境整備が進められていることも合わせ、教員や学校司書等に対し、アクセシブルな電子書籍等の周知とともに、読書支援機器の利用方法等について学ぶ研修を実施します。

重点施策8 県民への周知

- 視覚障害者等およびその支援者に、様々な形態の書籍等や読書の手段、公共図書館および県立視覚障害者センターが提供しているサービスについて周知を図るため、相談窓口や福祉施設、医療機関等を通じた情報発信に努め、利用を促進します。
- 障害の有無にかかわらず全ての人が読書を通じて豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段についてホームページ等で県民に広く周知し、共生社会の実現の気運を高めます。

指標	現状(令和2年度)	目標(令和8年度)
読書支援機器に関する IT ボランティアの派遣回数・IT 支援回数	66	84
アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の延べ貸出日数	1,352	1,800
読書バリアフリー関連講座や研修の受講者数 (人数 累計)	33	220

1

2

(参考資料)

3

I 参考データ

4

II 計画における所要見込額

5

III 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

6

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本

7

的な計画【概要】

8

9

1 I 参考データ

2 1. 滋賀県における身体障害者手帳所持者等

3 各障害者手帳所持者および特別支援学校・特別支援学級等の在籍児童生徒等の状
4 況は下記のとおりです。

5 ○障害手帳所持者(令和3年3月31日現在)

障害種別等	所持者数
身体障害者手帳所持者	
視覚	3,208 人
肢体不自由	28,817 人
療育手帳所持者	15,317 人
精神障害者保健福祉手帳所持者	11,710 人

6

7 ○特別支援学校・特別支援学級等の在籍児童生徒数(令和3年5月1日現在)

	幼稚部	小学部	中学部	高等部
県立特別支援学校				
視覚障害	2 人	2 人	4 人	15 人
肢体不自由		147 人	95 人	85 人
知的障害		559 人	400 人	820 人

8

	弱 視	肢体不自由	知的障害
市町立小・中学校の特別支援学級	17 人	101 人	2,617 人

9

	小学校	中学校
通級による指導を受けている児童生徒	1,476 人	376 人

10

11

1 2. 県立視覚障害者センターに関するデータ

2 ○所蔵数(令和3年3月31日現在)

	所蔵数等
録音図書(CD)	5,845 タイトル
点字図書	8,644 タイトル

3

4 ○作成数(令和2年度)

	作成数
録音図書(CD)	126 タイトル
点字図書	162 タイトル

5

6 ○貸出数(令和2年度)

	貸出数
録音図書(CD)	9,140 タイトル
点字図書	916 タイトル

7

8 ○点訳ボランティア、音訳ボランティア養成・研修(令和2年度)

	開催回数	受講者延べ人数
点訳 中級講習会	12回	119名
音訳 中級講習会	6回	40名

9

10 ○個別サービスの提供(令和2年度)

	件数・人数	延べ数
点訳	75 件	3,118 頁
点字印刷	77 件	9,242 頁
録音・編集	100件	352時間
対面朗読	28名	56時間

11

12 ○その他(令和3年3月31日現在)

サピエ図書館利用者(登録者)数	190 人
-----------------	-------

13

14

15

1 3. 県立図書館に関するデータ

2 ○所蔵数(令和3年3月31日現在)

書籍等の種類	所蔵数
大活字本	3,382 冊
録音図書(CD)	945 点
音声デージー図書	462 点
マルチメディアデージー図書	170 点
点字図書	173 冊
点字つき絵本	171 冊
LLブック※	22 冊

3 ※LLブック所蔵数は参考数値

4

5 ○貸出数等(令和2年度)

書籍等の種類	貸出数等
大活字本	3,015 冊
録音図書(CD)	1,851 点
音声デージー図書	18 点
マルチメディアデージー図書	25 点
点字図書	13 冊
点字つき絵本※	9 冊
郵送貸出	1,420 冊(418 件)
対面朗読	11 件

6 ※点字つき絵本の貸出数は参考数値

7

8 ○その他(令和3年3月31日現在)

郵送貸出登録者数	140 人
サピエ図書館利用者(登録者)数	7 人

9

10

11

12

1 II 計画における所要見込額

2 本計画における主要関連事業の所要見込み額は次表のとおりです。

3

4

(単位:千円)

関連事業 \ 年度	R4	R5	R6	R7	R8	計
読書バリアフリー推進事業	2,615	2,615	2,615	2,615	2,615	13,075
地域における読書バリアフリー体制強化事業 (1/2 国庫)	5,520	5,520	5,520	5,520	5,520	27,600
読書バリアフリーのための資料整備事業	637	637	637	637	637	3,185
県広報誌 点字版・音声版作成	1,456	1,456	1,456	1,456	1,456	7,280
合計	10,228	10,228	10,228	10,228	10,228	51,140

5 ※令和5年度以降の所要額については、令和4年3月時点の見込みであり、国の
6 制度変更、毎年度の予算審議等を踏まえ、変動することがあります。

7

1 III 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

2 (令和元年法律第四十九号 令和元年6月28日公布・施行)

3 目次

- 4 第一章 総則(第一条—第六条)
- 5 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 6 第三章 基本的施策(第九条—第十七条)
- 7 第四章 協議の場等(第十八条)
- 8 附則

9 第一章 総則

10 (目的)

11 第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並
12 びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚
13 障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等によ
14 り、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無に
15 かかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平
16 成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受す
17 ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

18 (定義)

19 第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他
20 の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による
21 表現の認識が困難な者をいう。

22 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その
23 他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

24 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の
25 書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の
26 知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び
27 第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその
28 内容を容易に認識することができるものをいう。

29 (基本理念)

30 第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われな
31 ければならない。

- 32 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の

1 向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な
2 技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、
3 視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提
4 供されること。

5 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等
6 (以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が
7 図られること。

8 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

9 10 (国の責務)

11 第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関す
12 る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

13 14 (地方公共団体の責務)

15 第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域
16 の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実
17 施する責務を有する。

18 19 (財政上の措置等)

20 第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必
21 要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

22 23 第二章 基本計画等

24 (基本計画)

25 第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関
26 する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推
27 進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければなら
28 ない。

29 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

30 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

31 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべ
32 き施策

33 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策
34 を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

35 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経
36 済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

1 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視
2 覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインタ
4 ーネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

7 (地方公共団体の計画)

8 第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者
9 等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読
10 書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

11 2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その
12 他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

13 3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めな
14 ければならない。

15 4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

17 第三章 基本的施策

18 (視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

19 第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並び
20 に学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の
21 果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等
22 の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他
23 の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な
24 施策を講ずるものとする。

25 2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の
26 充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報
27 提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利
28 用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

30 (インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

31 第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存
32 する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるように
33 するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

34 一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項
35 又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等
36 (以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるも

1 の及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報
2 の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワ
3 ークの運営に対する支援

4 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提
5 供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字
6 図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

7
8 (特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

9 第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定
10 により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特
11 定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図
12 るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

13 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者
14 (次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の
15 製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必
16 要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

17
18 (視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

19 第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技
20 術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する
21 情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

22 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁
23 的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁
24 的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する
25 支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

26
27 (外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

28 第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある
29 者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づ
30 き、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信すること
31 ができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談
32 体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとす
33 る。

34
35 (端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

36 第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用する

1 ための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するた
2 め、必要な施策を講ずるものとする。

3
4 (情報通信技術の習得支援)

5 第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用する
6 に当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講
7 習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

8
9 (研究開発の推進等)

10 第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端
11 末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端
12 的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものと
13 する。

14
15 (人材の育成等)

16 第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図
17 書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等
18 の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の
19 実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

20 21 第四章 協議の場等

22 第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を
23 図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、
24 国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する
25 者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係
26 者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるもの
27 とする。

28 29 附 則

30 この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】

（読書バリアフリー基本計画）

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校等の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

「滋賀県読書バリアフリー計画」(案)概要版



第1章 計画の基本的な考え方

- 1. 計画策定の趣旨**
・本県における視覚障害者等の読書環境の整備を推進する計画
- 2. 計画の位置づけ**
・「読書バリアフリー法」第8条に基づく、地方公共団体の計画
・「第3期滋賀県教育振興基本計画（滋賀の教育大綱）」、「これからの滋賀県立図書館のあり方（平成30年3月策定）」、「滋賀県障害者プラン2021」等、県の他の関連計画等の方向性と整合性を図った計画
・「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標に資する計画
- 3. 計画の対象等**
本計画において「視覚障害者等」は、視覚障害、盲ろう、発達障害、肢体不自由、知的障害などの障害により、活字によって表現された書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。）を読むことが難しい者、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により書籍を持つことやページをめくることが難しい者とする。なお、障害手帳の有無は問わない。
また、「書籍」とは雑誌、新聞その他刊行物を含む。
- 4. 計画の期間**
令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）
- 5. 計画の推進体制と進行管理**
・市町関係部局、図書館等と連携、福祉・障害者団体、関係者との連携・協力
・定期的な点検および評価
- 6. 「SDGs」との関係**

第2章 視覚障害者等の読書環境をめぐる現状と課題

- 1. 国における取組**
・平成30年「マラケシュ条約」の締結の承認、「著作権法」の改正
・令和元年「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」）成立
・令和2年「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」策定
- 2. 滋賀県における取組**
県立視覚障害者センター
視覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とし、点字図書や録音図書の貸出し・製作、IT機器の利用支援等を実施
県立図書館
活字を読むことが困難あるいは図書館利用に障害がある者への読書支援として、大活字本や点字資料、録音資料などの様々な形態の資料や拡大読書器・再生機器などの機器類の整備のほか、郵送サービスや対面朗読等を実施
県内市町立図書館への様々な形態の資料や機器類の貸出支援
- 3. 視覚障害者等の読書の状況**
視覚障害者等が利用しやすい（アクセシブルな）書籍やサービス
・アクセシブルな書籍
・アクセシブルな電子書籍等 } アクセシブルな書籍等
・インターネットを利用したサービス（サピエ図書館など）
・代読、対面朗読

アクセシブルな書籍：点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、布の絵本、LLブックなど、視覚障害者等が利用しやすい書籍
アクセシブルな電子書籍等：音声読み上げ対応の電子書籍、デジター図書、オーディオブック、テキストデータなど、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等
サピエ図書館：視覚障害者等が録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って利用できる、インターネット上の電子図書館
- 4. 視覚障害者等の読書環境についての課題**
(1) 音声読み上げ対応の書籍等の出版点数が少なく、専門書や実用書が少ない。
(2) 出版された書籍等からアクセシブルな書籍等を製作するには時間がかかり、なかなか話題の図書や新しい情報にふれることができない。
(3) 図書館等においてアクセシブルな書籍等の継続的な収集が必要。
(4) 障害のある児童・生徒にとって身近な学校図書館の読書環境整備が必要。
(5) 点訳・音訳などのボランティア人材が不足している。
(6) 視覚障害者等に読書や図書館を身近に感じてもらう必要がある。
(7) 視覚障害者等の読書に関する様々なサービスについて当事者・支援者に一層の周知が必要。
(8) 読書支援機器は高価な製品も多く、個人での購入は負担がある。
(9) デジター図書等やサピエ図書館を利用するのにICT機器を使用する必要があるが、それらの扱いに不慣れな人もおり、利用支援が必要。
(10) サービス提供側が個々の障害の特性を理解し、ニーズを把握する必要がある。

第3章 目指す姿と基本方針

目指す姿

障害の有無にかかわらず
読書を通じて豊かな人生を
送れる滋賀

基本方針

～読書を通じたネットワークでつながりあう～

基本方針Ⅰ【そろえる】 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます
基本方針Ⅱ【とどける】 どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します
基本方針Ⅲ【ささえる】 自分にあつた読書ができるよう書籍等の活用を支援します

※第3章、第4章においては、特段の場合を除き、「書籍等」と表記したものは「アクセシブルな書籍等」を意味する

第4章 施策の展開

基本方針	重点施策	取組
基本方針Ⅰ 【そろえる】 「読みたい、選びたい」がかなうよう書籍等を充実させます	1 書籍等の収集・製作	・県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館における利用者の実情に合わせた書籍等の収集 ・県立図書館および県立視覚障害者センターにおける書籍等の情報収集、利用者や公共図書館への情報提供 ・これまで培ったノウハウを生かした障害の種類および程度に応じた書籍等の製作 ・書籍のテキストデータの提供について国への要望および県内出版社へ働きかけ
	2 書籍等の製作の支援	・多様な主体による製作が行われるよう、これまで培った書籍等の製作ノウハウを公共図書館、関係する施設・団体と共有
	3 書籍等の製作人材の養成	・書籍等を製作する施設・団体等と連携した点訳・音訳等の書籍等の製作人材の養成 ・点訳・音訳等のボランティアの継続的な活動と広がりのための製作の支援および活動紹介
基本方針Ⅱ 【とどける】 どこに住んでいても利用できるよう書籍等を提供します	4 書籍等を提供するための連携強化	・県立図書館および県立視覚障害者センターにおける公共図書館への情報提供や書籍等の貸出 ・視覚障害者等およびその支援者へのサピエ図書館および国立国会図書館のサービスの利用に関する周知と利用促進 ・視覚障害者等、支援者、関係機関での定期的な意見交換と新たなネットワークの形成
	5 図書館等の円滑な利用のための支援の充実	・県立図書館、県立視覚障害者センター、県立学校図書館等の各館の利用者の状況等に応じたわかりやすい書籍等の配置や館内表示など視覚障害者等が利用しやすい環境整備 ・県立学校図書館における視覚障害者等の児童生徒の読書活動推進のための学校図書館整備 ・視覚障害者等の児童生徒の図書館等の円滑利用のため、図書館の利用について学ぶ機会を設けるよう努め、具体的な利用方法を周知
	6 書籍等の利用支援	・県立視覚障害者センター、県立図書館、IT支援センター等における読書支援機器やサピエ図書館等を利用するための支援および情報提供 ・県立視覚障害者センターおよび県立図書館における書籍等の利用に必要な読書支援機器の設置や貸出 ・県立視覚障害者センターにおける読書支援機器の購入についての相談や情報提供 ・書籍等や図書館の利用が促進されるよう、各種障害福祉サービスの情報提供
基本方針Ⅲ 【ささえる】 自分にあつた読書ができるよう書籍等の活用を支援します	7 視覚障害者等の読書に関わる人材の育成	・司書や司書教諭、学校司書、読書ボランティア等を対象とした様々な障害の特性への理解を深め、その特性に応じた対応等について学ぶ研修の実施 ・教員や学校司書等を対象とした読書支援機器等の利用方法等について学ぶ研修の実施
	8 県民への周知	・視覚障害者等およびその支援者への様々な形態の書籍や読書手段、公共図書館および県立視覚障害者センターで提供しているサービスについての周知 ・誰もが読書を楽しめる「読書バリアフリー」を県民に広く周知

読書を通じたネットワークでつながりあう